

## I 国会活動の正統性の無い違憲状態議員:

違憲状態の選挙で当選した国会議員(=違憲状態議員)は、そもそも、憲法前文・第一文・前段(=「日本国民は、**正當に選挙された国会における代表者**を通じて行動し、……」)の中、「正當に選挙された国会における代表者」に該当しないので、

**(国会活動の正統性の無い議員)**でしかない。↗

→5最高裁判事(①櫻井龍子; ②金築誠志<sup>(注1)</sup>; ③岡部喜代子; ④山浦善樹; ⑤山崎敏充の5判事)も、2014年11月最高裁大法廷判決の中で、補足意見として、要旨

『違憲状態の選挙で当選した国会議員は、**国会活動の正統性が無い。**』旨

判断しておられる。(注1)2015年3月に定年退官された。

[シリーズ] 意見広告  
25

意見広告シリーズ(朝日新聞朝刊掲載日)

2013年… ①:4/20 ②:4/21 ③:5/3 ④:5/18 ⑤:6/19 ⑥:6/23  
⑦:7/11 ⑧:7/12 ⑨:7/15 ⑩:8/8 ⑪:8/14 ⑫:9/7 ⑬:10/11 ⑭:10/20  
2014年… ⑯:5/3 ⑰:5/23 ⑱:7/11 ⑲:8/27 ⑳:12/8 ㉑:10/12 ㉒:12/9 ㉓:10/11 ㉔:12/12 ㉕:12/13  
2015年… ㉖:3/5 ㉗:4/6 ㉘:3/11 ㉙:4/21 ㉚:5/3

## II 狂気の沙汰:

1 国会活動をする**正統性の無い議員**  
(=違憲状態議員)が、  
**安保法**を立法するなど、狂気の沙汰である。

2 安全保障関連法(安保法)・反対論者は、  
『安保法は、違憲。よって、反対』と主張している。↗

→3 しかしながら、この反対論者は、樹木の根が腐っていること(=【違憲状態議員は、そもそも、国会活動の正統性が無いこと】)を言わずして、枝が腐っていること(=【集団的自衛権関連が、違憲であること】)を言い募っているだけである。

4 この反対論者は、

**安保法・一発撃沈の議論**  
=【違憲状態議員は、国会活動をする正統性が無い】との議論を見落としている。

## III 腹の底から理解するか否か:

1 憲法学者は、

『【国会活動をする正統性の無い違憲状態議員が、今毎日、平然と国会活動をしている現状】は、**異常**である』とは、腹の底からは、気づいていない。

2 最高裁判事(全15名)の過半数の判事も、

『【国会活動をする正統性の無い違憲状態議員が、今毎日、平然と国会活動をしている現状】は、**異常**である』とは、腹の底からは、気付いておられないようである。

3 かくゆう文責者の一人(升永英俊弁護士)も、

『【国会活動をする正統性の無い違憲状態議員が、平然と国会活動をしている現状】は、**異常**である。狂気の沙汰である。』

と腹の底から理解したのは、(一人一票裁判のために8000時間超思索した後の)2013年末でしかなかった。

4 『【国会活動をする正統性の無い違憲状態議員が、今毎日、平然と**国会活動をしている現状**】は、天と地がひっくり返る程の**異常**である』と腹の底から理解するのと、これを、頭で理解するのとでは、

①【身の毛がよだつような違和感】  
を感じるか、  
②【違和感・零】か

の【差】がある。

## IV 世論:

1(1) 【国会活動の正統性の無い、違憲状態議員】が、安保法を衆院で可決した事実は、【狂気の世界の出来事】である。

これを【狂気の世界の出来事】であると、腹の底から理解している人が、日本に、何人いるかと考えるに、約100人であろう。

(2) しかし、物事を合理的に考えられる人(小学5年生を含む)である限り、言われてみれば、100人中100人、

「**国会活動の正統性の無い議員**が、**国会活動(安保法の立法を含む)をすること**など、許せない!」

と腹の底からストレッジと納得するであろう。

(3) なぜならば、**国会活動の正統性の無い議員**が、**国会活動(立法も含む)をしてもよい**、と考える人が、この世にいるとは、およそ考え難いからである。

(4) 『【国会活動の正統性の無い違憲状態議員が、安保法を、衆院で、可決した事実】は、**狂気の沙汰**である』との情報さえ、主権者に届けば、この情報は、世論になるであろう。

なぜならば、この情報は、余りにも、**当たり前のこと**なので。

2 文責者は、『上記I記載の4最高裁判事(①櫻井龍子; ②岡部喜代子; ③山浦善樹; ④山崎敏充の4判事)は、上記1に示した理由により、

【2014年12月の衆院選(小選挙区)は、違憲】と判断されるであろう』と予測する。

以上

文責者・弁護士 升永英俊

弁護士 久保利英明 日比谷パーク法律事務所 代表

弁護士 伊藤真 伊藤塾 塾長

